Pick Up! 6月議会

市議会に「第5次三田市総合計画調査特別委員会」を設置しました

6月定例会第4日において、「第5次三田市総合計画調査特別委員会」を設置する決議案を可決しました。この特別委員会では、総合計画に関する調査・研究、審査を行います。各常任委員会(経営政策、福祉教育、生活地域)の所管ごとに、特別委員会分科会を設置し、詳細な調査・協議を行った上で、市へ意見書を12月に提出します。今後、議会としてしっかり審議していきます。

「総合計画」ってなに?

三田市のこれからのま ちづくりの方向性やそれ を実現するための取組を 定めた計画を「総合計 画」といいます。



委員会構成

委員長 福田 秀章

副委員長 佐貫 尚子

委員 議長を除く全議員21名

客査体制 より詳細に調査するため幹事会と分科会を設置しました

- ■幹事会…基本構想全体にかかる重点課題の審査と各分科会からの報告の集約、市へ提出する意見書の調整を行います。
- ■分科会…基本計画の詳細な審査を行います。

あなたの声を議会に! 「請願」と「陳情」

市政等に関する市民の皆さんの意見や要望を市議会に提出することができます。この制度を「請願」「陳情」といいます。

請願と陳情の違いはここ!

	議員の 紹介	委員会での 審査	意見陳述 (趣旨説明)	採択・不採択の 決定
請願	必要	行う	できる	<u>行う</u>
陳情	不要	行う	できない	行わない

※市外在住者からの郵送による陳情は、委員会での審査において写しを送付するのみで審査対象にはなりません。

請願は、本会議において採択された場合、市政に関する要望については実現に努力するよう市長に求めます。また、国や県へ意見書の提出を求める内容である場合、関係機関に送付します。

また陳情は、採択・不採択か決定は行いませんが、委員会で必要と認めた場合、関係機関に対し申し出を行います。

【様式例】

○○○○○○○に関する請願書(陳情書)

年 月 日

三田市議会議長 〇〇 様

請願者 (陳情者)

住所

氏名 (署名又は記名押印)

連絡先

(※請願の場合は紹介議員の氏名) 氏名 (署名又は記名押印)

<請願(陳情)の要旨・理由>

<請願(陳情)事項>

- 1 00000000すること
- 2 00000000すること

「請願」「陳情」の提出方法、様式、記入例などの詳細について、市ホームページで紹介しています。



のぞいてみよう!

本会議では、何をしているんだろう?

議会では本会議として、三田市議会定例会条例及び同規則に基づき、年4回の(3月、6月、9月、12月) 定例会と必要がある場合に特定の事件に限って審議する臨時会を開催しています。

本会議の流れ

本会議の運営は地方自治法などで定められていますが、おおまかには下記の流れになります。



市長 /

市長による議会の召集

開 会



会期の決定



議案の提出

提案者の議案説明

議案の提出者(市長・議員)による議案説明

- 議案に対する質疑
- 議案の疑問点を質問する質疑
- 議案の委員会付託

議案を常任(特別)委員会の審査に委ねる「委員会付託」

閉 会

表決

議案の可否の決定を行う「表決」



討 論

賛成、反対の意見を述べ合う「討論」



委員長報告への質疑

常任 (特別) 委員会の報告を受け、 議員が質問する「質疑」



委員長報告

常任(特別)委員会での審査結果を本会議で報告



一般質問

市長(執行機関)に事務の内容や 将来に対する考え方などの説明を 求める



- 議案の提出者から説明
- ●質疑
- ●議員間討議
- ●討論・表決
- 委員会報告書の提出



8 SANDA CITY COUNCIL 9